

令和元年青森県登録販売者試験実施要綱

1 試験日及び場所

(1) 試験期日

令和元年8月28日(水) 午前10時30分から午後4時まで

(2) 場所

青森市横内字神田12番

青森中央学院大学

(3) 入室時間

9時40分から10時10分まで(厳守)

2 試験科目

| | 試験項目 | 出題数 |
|---------------------|-------------------|-----|
| 午前の部 10:30~12:30 | 医薬品に共通する特性と基本的な知識 | 20問 |
| | 主な医薬品とその作用 | 40問 |
| 午後の部 14:00~16:00 | 人体の働きと医薬品 | 20問 |
| | 薬事関係法規・制度 | 20問 |
| | 医薬品の適正使用・安全対策 | 20問 |

※試験は、マークシート方式にて実施する。出題は、手引き平成30年3月版の範囲とする。

3 受験資格

年齢、学歴及び経験等を問わない。

4 受験申請書配布場所

医療薬務課及び県型保健所にて配布する。

受験申請書の郵送を希望する場合は、封筒の左隅に「登録販売者試験受験申請書送付希望」と朱書きし、140円分(申請書1部(約45g)の場合)の切手を貼った角形2号の返信用封筒(宛先明記のこと)を添えて、医療薬務課へ申し込むこと。

5 受験申請書受付期間

令和元年6月26日(水)から7月2日(火)まで。(当日消印有効)

6 受験申請書提出先及び問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1番1号

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

電話: 017-734-9289

※ 郵送による出願の場合は簡易書留、書留又は特定記録とし、封筒の表に「登録販売者試験受験申請書在中」と朱書きすること。

7 受験申請手数料

受験申請書に「17,600円」相当額の青森県収入証紙を貼付して納付する。

(証紙は消印しないこと。消印したり、汚損した場合は無効となる。)

県外の受験希望者は、手数料分の郵便為替又は小為替を同封し、簡易書留、書留又は特定記録で郵送すること。

8 提出書類

- (1) 受験申請書一式
- (2) 写真（縦6.0cm×横4.0cmで、出願前6か月以内に、無背景、脱帽、正面向きで上半身をカラーで撮影した写真とし、裏面には氏名を記載する。）

9 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、試験の概ね2週間前までに受験票を申請者へ送付する。

なお、出願後に転居した場合又は10日前までに受験票が届かない場合は、医療薬務課まで連絡すること。

10 合格基準

原則として、総得点の7割であって、かつ、各項目の得点が4割以上とする。

11 合格発表

令和元年10月1日（火）午前10時発表予定とし、合格番号及び解答については、青森県公式ホームページへ掲載するとともに、青森県庁試験掲示板（東棟玄関内）及び各県型保健所掲示板に掲示するとともに、合格者には、合格通知書を送付する。

12 得点の閲覧

青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、受験者本人は、以下のとおり口頭で開示請求することにより、今回実施した試験の項目別得点及び総合得点を閲覧することができる。

- (1) 口頭開示請求をすることができる期間

令和元年10月1日（火）～ 令和元年10月30日（水）午前9時～午後5時
（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

- (2) 受付及び閲覧の場所

青森県健康福祉部医療薬務課（青森県庁北棟6階、地下駐車場あり）

- (3) 持参書類

ア 受験票

イ 受験者本人であることを証明する書類等

（運転免許証、旅券、健康保険証の被保険者証、住民基本台帳カード又は個人番号カードのいずれか）

13 その他

- (1) 試験に必要な携行品及び注意事項については、受験票により通知する。
- (2) 試験問題は、受験者が持ち帰ること。
- (3) 会場に駐車場はあるが、数に限りがあるので、なるべく公共交通機関を利用して来場すること。
また、会場周辺に無断駐車、路上駐車等を行わないこと。
- (4) 原則として、試験開始後30分までは入室を認めるが、駐車に時間を要したなどの個人的事情については、その後の入室について一切配慮しない。
- (5) ゴミは各自持ち帰ること。
- (6) 敷地内は全面禁煙である。
- (7) 昼食は、試験室内でとることができるが、手配は各自で行うこと。
なお、学術交流会館1階の食堂も営業している。
- (8) 受験申請手数料については返却しない。
- (9) 視覚・聴覚・音声機能または言語機能に障害を有する者で、受験を希望する者は令和元年6月25日（火）までに青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループまで申し出ること。申し出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。